

令和7年度第1回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

日時：令和7年8月6日（水）

午後2時～午後2時40分まで

場所：瀬戸保健所3階講堂

次 第	
開 会	【事務局 彦田次長】 それでは、定刻になりましたので、「令和7年度第1回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。 私は、本日の司会進行を務めます瀬戸保健所次長の彦田と申します。よろしくお願いいたします。 開会に先立ちまして、渡邊保健所長から御挨拶を申し上げます。
所長挨拶	【渡邊保健所長】 本日はお忙しい中、またたいへんお暑い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 皆様におかれましては、平素からそれぞれのお立場で、健康の維持・増進に向けてご尽力いただいておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。 この保健医療福祉推進会議は、尾張東部圏域の行政機関、関係団体の皆様一堂に会して議論し、情報を共有することで、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的としております。本日は今年度第1回の会議となり、議題が1件、報告事項が2件ございます。 議題は、「介護保険施設等の整備計画について」で、施設の指定を受けるため事前相談のあった件について意見調整及び連絡調整を行い当該施設整備の承認・非承認の決定をしていただきます。 報告事項は「令和7年度病床整備計画について」、及び「愛知県地域保健医療計画に記載されている医療機関名の更新について」の2件です。 限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。 最後に、この会議を通じて皆様の共通認識が深まり、連携が強化されることで、当該圏域の保健・医療・福祉がさらに発展することを祈念いたしまして、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。
出席者紹介	【事務局 彦田次長】 ここで、本日御出席いただきました構成員の皆様を御紹介いたしますのが本来でございますが、時間の都合もございますので、机上の出席者名簿と配席表をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

傍聴者確認	いたします。 次に、傍聴者ですが、本日の傍聴希望者はございませんでしたので、報告させていただきます。
資料確認	次に、本日の資料を確認させていただきます。 まず、会議次第、構成員名簿・出席者名簿、配席表 資料１－１【議題】介護保険施設等の整備計画について 資料１－２ 介護保険施設整備の手続きについて 資料１－３ 尾張東部圏域 第９期介護保険施設等整備計画 資料１－４ 尾張東部圏域の介護保険施設の設置状況 資料２－１ 令和７年度の病床整備について 資料２－２ 令和７年度病床整備計画スケジュール 資料２－３ 病床整備に関する考え方（一般病床及び療養病床） 資料２－４ 病床整備計画の留意点について 資料３－１ 別記 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関の更新内容（令和７年８月５日更新分） 資料３－２ 別表（医療計画に記載されている医療機関名）見え消し版 資料３－３ 別表（医療計画に記載されている医療機関名） 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 資料につきましては以上となっておりますが、不足などがございましたら、お申し出いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。
会議の公開・非公開について	それでは、議事に入ります前に、会議の公開・非公開の取扱いについてご説明いたします。この推進会議の開催要領におきまして、「会議は原則公開とする。」といたしております。 本日は議題を１件、報告事項を２件予定しておりますが、全て公開とさせていただきます。
会の成立について	又、本日は、全２５名の構成員のうち、<u>２２</u>名のご出席をいただき、構成員の過半数が出席されておりますので、本会議は成立しております。
議長の選出	続きまして、議長の選出ですが、開催要領におきまして「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっております。 つきましては、事務局から本日の会議の議長を、東名古屋医師会長の 早川真人 様をお願いするという提案をさせていただきたいと思いますが、

議長挨拶	皆様いかがでしょうか。 【一同「異議なし」】 【事務局 彦田次長】 「異議なし」のお言葉をいただきましたので、皆様の総意ということで、議長は東名古屋医師会長の早川様にお願いしたいと思います。 では早川様、よろしくお願いいたします。 【議長 早川会長】 議長を務めます東名古屋医師会長の早川でございます。 御出席の皆様の御協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思います。 なお、本日の会議は、事務局説明のとおり、全て公開とさせていただきます。 本日は、議題が1件、報告事項が2件ございます。 それでは、議題（1）に移りたいと思います。 本議題については事務局説明のとおり公開となりますが、当事者がおみえになりますので、当事者である医療法人財団愛泉会愛知国際病院の理事長 井手宏様には、この議題の間ご退席をお願いします。 では、議題（1）「介護保険施設の整備承認について」、事務局から説明をお願いします。
議題（1）介護保険施設等の整備承認について	【事務局：尾張福祉相談センター 石木次長】 尾張福祉相談センター次長の石木と申します。 日頃は、本県の福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。 それでは、議題の「介護保険施設等の整備計画について」ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。 お手元の資料1－1から1－4までが関係資料でございます。 まず、資料1－1 議題「介護保険施設等の整備計画について」をご覧ください。今回の整備計画につきましては、1「混合型特定施設入居者生活介護」について1件でございます。 計画の具体的な内容について説明する前に、まず介護保険施設の整備枠の承認に係る手続きについて、簡単に説明したいと思いますので、1枚おめくりいただき、資料1－2「介護保険施設整備の手続きについて」をご

覧ください。

介護保険施設の整備にあたっては、介護保険法に基づき、愛知県知事などの指定を受ける必要がありますが、この指定を受けるにあたり、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域毎に必要な整備目標数を決定し、圏域会議において整備枠の承認を受けることとなっております。

この承認の手続きについては、資料の1「事前協議の流れ」にございますように、まず、(1)の事前相談票の提出がありますと、(2)整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、(3)の圏域内の市町村で構成する研究会等を開催して圏域の調整を行います。

本日は(4)の「圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整」になります。この会議でご意見をお聴きしたのち、(5)のとおり会議の結果を事前相談票提出者に通知することとなっております。

圏域会議での承認が必要となる介護保険施設は、2に記載された5つの施設種別となります。

このうち、(5)「混合型特定施設入居者生活介護」について、少し説明をさせていただきます。

※の2にありますように、「特定施設入居者生活介護」とは、①有料老人ホーム、②軽費老人ホーム、③養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が日常生活上の世話、機能訓練などを介護保険サービスとして提供するものを言います。

このうち、入居者が介護保険の要介護者に限られているものが(4)の「介護専用型」、入居者が要介護者に限られていないものが(5)の「混合型」となります。

※の3にありますように、(5)混合型につきましては、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を介護保険における要介護者のための整備枠として設定することとされております。

従いまして例えば、施設定員10名であれば、整備枠は7名分必要と言うことになります。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料1-3の「尾張東部圏域第9期介護保険施設等整備計画」をご覧ください。令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする第9期の（介護保険施設の）整備計画となります。

今回事前相談のありました5の特定施設入居者生活介護の表をご覧くださいますと、左から「区分」、その右に、「7年3月末定員数」、「整備目標」、「必要数（整備枠）」、一番右に今回申請分、を記載しております。

「整備目標」から「7年3月末定員数」を差し引いた数が、「必要数（整備枠）」となっております。

特定施設入居者生活介護のこの圏域における令和7年度の整備枠は、この表の右から3つ目の一番下の欄でございますが、3名でございます。

なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただいた次の資料1－4のとおりでございます。市町ごとに、施設の種別別に施設名と定員が記載してございます。

それでは、資料1－1にお戻りください。今回、事前相談のありました整備計画の内容でございますが、

1の混合型特定施設入居者生活介護についてでございます。

医療法人財団愛泉会（あいせんかい）からのもので、同法人が日進市内に開所しております「有料老人ホームカナン」について、今回「混合型特定施設入居者生活介護」1名（整備枠は7割で、同じく1名になります）の追加指定を受けようとするものです。現在、定員は17名ですが、今回健康管理室を居室として使用し18名で運営していくものでございます。

先ほどご説明しました第9期整備計画の、令和7年度整備枠の範囲内でございます。

こちらの計画につきましては、整備予定地である日進市に参考意見を求め、「特段の意見なし」との回答を得ており、令和7年7月に書面開催しました推進会議研究会において、5市1町の了解が得られておりますことから、事務局としては、承認が適当と考えております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長 早川会長】

ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

それでは、議題（1）の「介護保険施設等の整備計画について」に、賛成の方は挙手いただきますようお願いいたします。

全構成員21名中、議長を除く20名が賛成、反対が0名でしたので承認されました。

ただいまの審議の結果ですが、承認されましたのでご承知おきください。本議題の質疑が終わりましたので、井手 宏様を入場させてください。

【議長 早川会長】

井手様、ただ今の議題（1）「介護保険施設の整備承認について」は承認されました。

報告事項（１） 「令和７年度の病床整備計画について」	では、報告事項に移りたいと思います。 報告事項（１）の「令和７年度の病床整備計画について」、事務局から説明をお願いします。 【事務局 総務企画課磯部課長補佐】 瀬戸保健所総務企画課の磯部と申します。よろしくお願いいたします。 失礼ですが、着座にて説明させていただきます。 資料２－１「令和７年度の病床整備について（通知）」をご覧ください。 ７月９日付けで、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会のほか、下の四角囲みに記載のとおり、愛知県病院協会、愛知県医療法人協会、愛知県精神科病院協会、愛知県看護協会、愛知県保険者協議会に対して通知しております内容について、御報告させていただきます。 本県の病床整備につきましては、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」に基づき実施しており、構想区域において真に必要な病床整備が進められるよう資料２－３のとおり「病床整備に関する考え方」及び資料２－４「病床整備計画の留意点」を定め、原則、構想区域において不足する医療機能に係る病床の整備を対象としているところでございますが、６月６日の自民・公明・維新の三党合意において、人口減少等により不要となると推定される約１１万床について、２年後の新たな地域医療構想までに削減を図るとしている状況などを踏まえまして、更に慎重に対応するため、今回、通知を発出させていただきました。 具体的には、３段落目の「つきましては」以降になりますが、「病床整備に関する考え方」においては、「構想区域において不足する医療機能以外の医療機能に係る病床を整備するときは、その必要性について、慎重に検討を行うこと」としております。つまり、高度急性期や急性期の病床整備は慎重に検討を行うこととしておりますが、今年度につきましては、構想区域において不足する医療機能に係る病床－回復期や慢性期－を整備する場合も含め、「新たな地域医療構想」の策定を待たずに整備が必要な病床であるか、或いは当該地域において他の医療機関や介護施設を活用したうえで、更に病床整備が必要であるかなど、その必要性について慎重に検討を行うこととしております。 通知の一番下の段落のなお書きにつきましては、新たに病院を開設しようとする病床整備計画への対応として、医療従事者の確保や計画の確実性を重視するとともに、この地域の医療提供実績なども十分に考慮して、病床整備計画者に具体的な説明を求めることとしております。
---------------------------------------	---

報告事項（２） 「愛知県地域保健医療計画に記載されている医療機関名の更新について」	参考資料２－２「令和７年度病床整備計画スケジュール」をご覧ください。 今年度は、１２月に予定しております病床整備計画の受付に先立ち、６月２日から７月４日までの期間、病床整備の意向調査を実施していましたが、当医療圏では病床整備の意向はありませんでした。 ただし、今後、病床整備の受付前までに事業者から計画提出の意向があった場合には、対応について地域の医師会・病院団体協議会に御相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 【議長 早川会長】 ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。 【医療法人財団愛泉会 井手理事長】 資料２－１令和７年度の病床整備についての下から２行目の「この地域」というのはどの地域を指しているのでしょうか。 【事務局 総務企画課 磯部課長補佐】 こちらについては、愛知県全県でございます。 【議長 早川会長】 他に何かご意見、ご質問はございますか。 ないようですので次の報告事項（２）「愛知県地域保健医療計画に記載されている医療機関名の更新について」、事務局から説明をお願いします。 【事務局 総務企画課磯部課長補佐】 続けて総務企画課 磯部から御報告申し上げます。 私からは、資料３－１及び３－３に基づきまして、「尾張東部医療圏保健医療計画 別表記載の医療機関名の更新について」説明させていただきます。 愛知県では医療法に基づき、「がん」「脳卒中」「心血管疾患」「新興感染症」「へき地医療」「周産期医療」などの疾病や「救急医療」「災害医療」などの事業ごとに、地域における現状や課題などを「愛知県地域保健医療計画」として策定し、保健医療対策の基本方針としています。 具体的な医療機関名については、膨大になるため、計画の本編から外しまして「別表」という形にして、毎年、各種データや個別の調査により、
---	--

適宜更新していくことになっております。

今回は、令和7年8月5日付けで更新されました部分をご説明いたします。

まず、資料3-1ですが、県全体で各疾病・事業ごとに修正があったかどうかを記載しています。1ページから3ページまで「がん」の体系図に記載されております医療機関名について記載されております。

このうち、尾張東部医療圏で修正のあった部分についてご説明いたします。

資料3-2の1ページ目をご覧ください。

「がん」の体系図に記載されている医療機関名の一番下、尾張東部の欄の「がん医療を提供する病院」の「大腸」の欄に日進おりど病院が記載されています。

ここで、「がん医療を提供する病院」とは、枠外上部に記載されていますように、医療情報ネット（令和6年度調査）において部位別（5大がん＋子宮がん）を年間10件以上の手術を実施した病院です。その他の病院についての変更はありませんでした。

次に4ページ目をご覧ください。

「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名の一覧が記載されています。

下から2番目の欄に尾張東部が記載されています。

一番左の欄は「高度救命救急医療機関」で、公立陶生病院と、藤田医科大学病院が削除され、日進おりど病院が加わっています。

「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院です。（令和7年1月1日現在）また、脳神経外科、神経内科のどちらかしか在籍しない病院は括弧で表示されています。

その一つ右の欄は、脳血管領域における治療病院で、公立陶生病院と藤田医科大学病院、愛知医科大学病院が加わっています。

この、「脳血管領域における治療病院」とは、高度救命救急医療機関以外で、医療情報ネット（令和6年度調査）において頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピング（脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）含む）または脳血管内手術を実施している病院です。

次にこの2つ右の欄には、回復期リハビリテーション機能を有する医療機関のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（回復期リハビリテーション病棟の届出なし）が記載されており、日進南病院

と東名病院が加わっています。

7 ページ目をご覧ください。

3 「心血管疾患」の体系図に記載されている医療機関名が記載されています。

上から3つ目に尾張東部が書かれています。一番左側が、高度救命救急医療機関で、公立陶生病院と愛知医科大学病院が削除され、カッコ書きで藤田医科大学病院が、また日進おりど病院が加わっています。

ここで、「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍する病院です。（令和7年1月1日現在）循環器科、心臓血管外科どちらかしか在籍しない病院は括弧で表示。その、右側には、循環器系領域における治療病院が記載されており、公立陶生病院と愛知医科大学病院が加わっています。

「循環器系領域における治療病院」とは、高度救命救急医療機関以外で、医療情報ネット（令和6年度調査）において経皮的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術（PTCA）を実施している病院です。

次に、17 ページをご覧ください。

「新興感染症発生・まん延時における医療」の体系図に記載されている医療機関名が記載されています。一番下の欄に尾張東部が記載されており、あさい病院が「発熱外来」と「自宅療養者支援」で新たに加わっております。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新興感染症）の発生及びまん延に備えるため、2022年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）が改正され、2024年4月1日までに順次施行されました。

改正感染症法では、国、都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、情報基盤の整備等の措置を講ずることを目的に、都道府県と医療機関等及び病原体等の検査を行っている機関等との間に協定を締結することが規定され新たに協定を締結した医療機関としてあさい病院が加わった、ということでございます。

その他の疾病・救急や災害医療などの事業で、別表に変更があった部分はありません。

なお、資料3-3は見え消し等を無くしたものです。お時間のある時にも目通しいただきたいと思います。

その他	私からは、以上でございます。よろしくお願いします。 【議長 早川会長】 ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。 御意見・御質問がなければ、以上で本日予定しておりました議題・報告はすべて終了しましたが、全般を通じまして、また、その他にも何か御意見・御質問がありましたらお願いします。
議事終了	【議長 早川会長】 御意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。 皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。 事務局へ進行をお返しします。
閉会時の説明	【事務局 彦田次長】 早川様、議事進行ありがとうございました。 本日の会議録につきましては、発言内容を確認させていただいた後、当保健所のホームページに公開する予定としております。 では閉会に当たり、瀬戸保健所長から御挨拶申し上げます。
挨拶	【渡邊保健所長】 皆様には、御臨席をいただきまして、また、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。 県といたしましては、今後とも保健・医療・福祉の一層の充実に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。
閉会	【事務局：彦田次長】 これをもちまして、令和7年度第1回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議を終了いたします。